



長期収載品の選定療養費 について

診療報酬の改定により、令和6年10月1日から後発医薬品（ジェリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望された場合、選定療養費をご負担いただきます。

対象

いわゆる長期収載品と呼ばれる、同じ成分の後発医薬品がある先発医薬品が対象となります。

自己負担額

長期収載品(先発医薬品)と後発医薬品内での最高価格との価格差の1/4相当。選定療養費には、消費税（10%）もかかります。

対象とならない場合

- ・医師が後発医薬品への変更ができないと判断した場合
- ・後発医薬品が提供困難な場合
- ・入院中の処方（退院時処方を含む）